



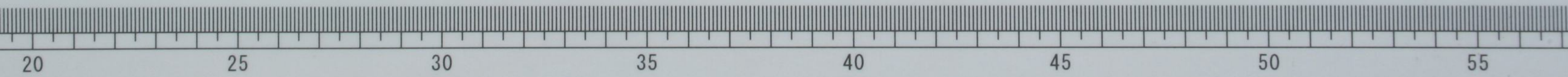
前編下

中編前

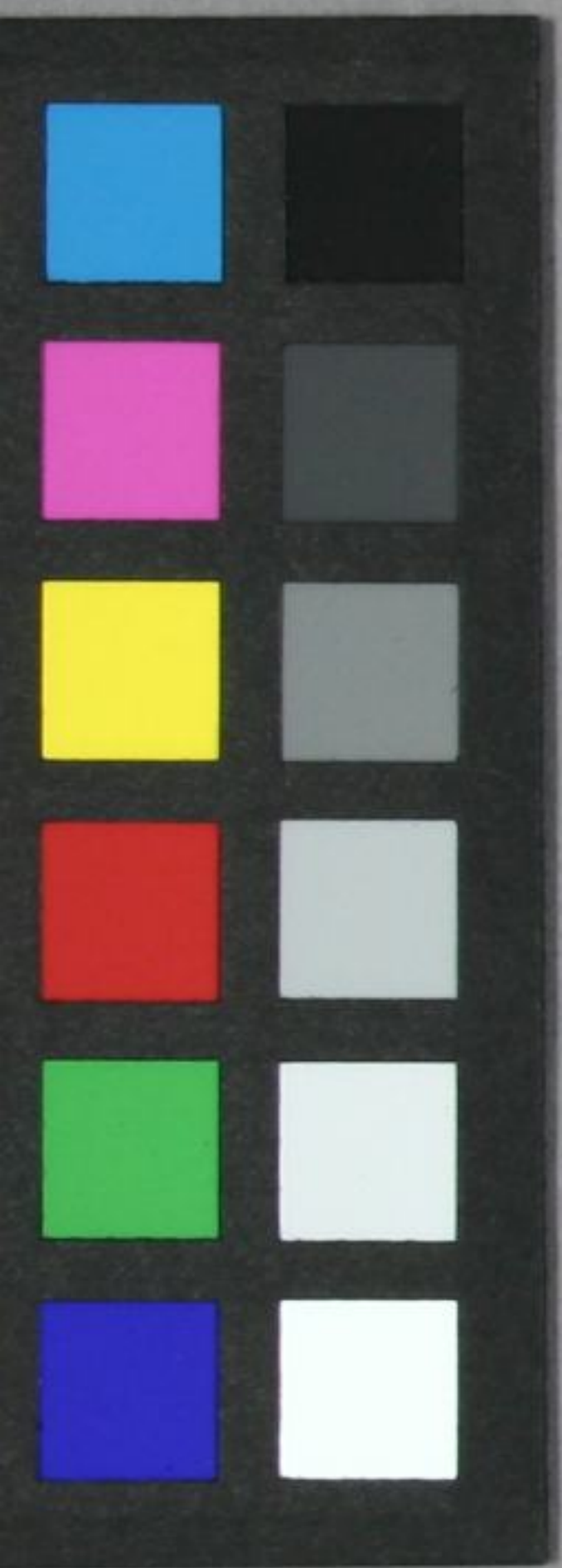
前編上

冠松真土之夜暴動  
武田交來録  
大蘇芳年畫

錦壽堂發梓







武田交來錄  
大蘇芳年畫

冠松真土夜暴動

錦壽堂發梓

前編上





冠のむりの松まろ

真土結まんど

前編

上の巻

夜暴動

大徳

芳年画



芳年画

相模國大住郡真土村、寛永年間春日之局の化粧料を賜ふ所あり局は  
 明智光秀の臣齋藤利三の女稻葉候正成の室より徳川三代の將軍  
 家光公の乳母より寛永五年將軍不豫在せし時局自ら東照宮の  
 神前小詣て身を以て將軍の代りんと祈り其衷誠正ふ感應ありて日と  
 經ぬると本復を仍く生涯鍼灸藥餅を用ひむとを同六年格におき参内  
 せ西三條実條卿兄弟等準せり色香日局の号を賜ひ遂ふ  
 天顔(後水)と拝し天盃と頂戴すその時親王諸卿より和歌を贈ら  
 る本日山々々後漢よるにありて又幕代よるに松の風を  
 和歌の形の名をよるに松の風をよるに松の風をよるに松の風をよるに  
 以て之をよるに松の風をよるに松の風をよるに松の風をよるに

良尚親王

西三條実條卿

鳥丸光廣卿





春日の扇



○幕府より局の誠忠  
 功勞と賞譽せしむ  
 從二位小叙

▲相摸國大住郡  
 真土村と采地小賜ふ図



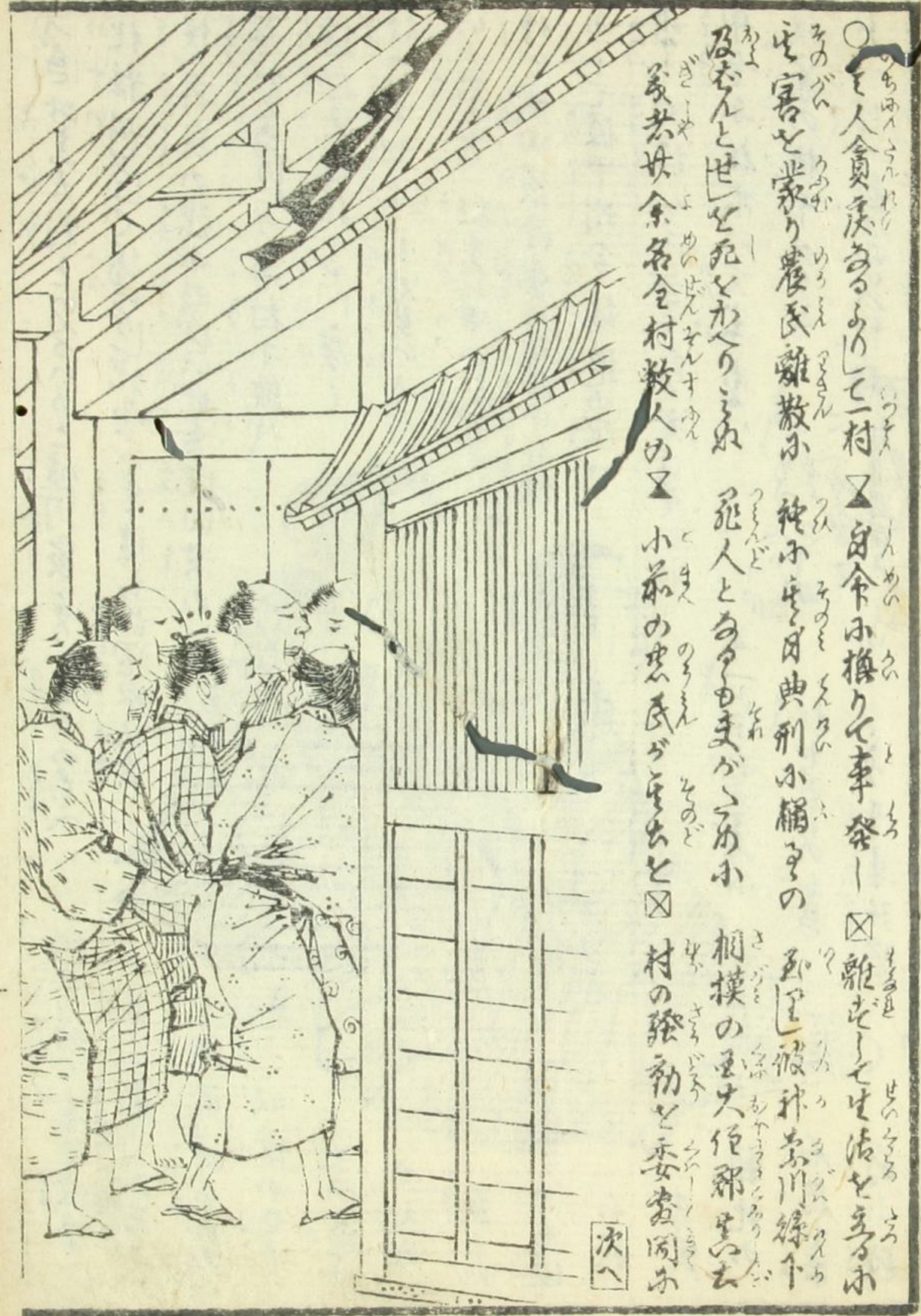


其他東下饒別の和歌亦是也  
 畧之後從二位叙一相模國  
 真土村と化粧料小賜ふ同  
 十八年九月十四日六十五歳  
 没申麟祥院殿從二位了義  
 大姉と号く聊此編ふ因とある  
 故小記一を以て序文  
 とす

明治十三年九月十四日

武田交来

ある



○人貪漢あるふりて二村  
 又自余小換りて奉答一  
 難とて生法を多る小  
 生害と蒙り農氏離散ふ  
 彼小を因典刑小福子の  
 相模の至大位邪生ふ  
 及むんと世と死と入りぬ  
 飛人となるもまかふ小  
 村の發初と委委同小  
 後若女余各令村数人の又  
 小弟の忠氏がそと

次へ



此まむと村とのりわいと徳川家より春日島へ  
化粧料にて場りし地あては後ち坂田家(伏見)  
侯一再奥の隙ふ及び此地も坂田侯の

領地とありしが高村小敷代  
連修とて棟高門候く  
佐多子松本長右衛門と

いふ若あり 粗先甲斐玉ふ  
作て武田家隆盛景頼琳小有後  
おして彼甲州合鑄造の隙い  
寄り大持とあざりなる若もて  
甲合ふ松本の文字あるい

侯家の極やまりと  
秋云借の地る小川の



一とくととるふ  
但せぬのなき  
より厚味殊然  
返遊滞るののハ  
奴僕之始く  
返ひ遣ひ  
て人の  
致す  
えも返  
り終  
まふ  
耕北の  
石橋と取  
筋一積

此のりつは不  
後便して後敷  
代連続して家  
家業久坂田家の  
領分とありしはも  
利達と勤めく  
村向小勢ひ  
並ぶ若ありく  
高代の長あふふ  
より新維新後  
も西長兼戸長  
ん好せ令せかま  
て村内の奉勞



延道の曲者  
おれ小茶  
の若く幾多  
金と多利  
小貸相  
てい  
下の酒橋探ふ玉  
甲田の若  
阿い毛の積かまふ  
つりと持海  
天窓の押人きた  
怪不種々積ま  
板舞しけ新汁  
甲の奉勞







世に一ツ名心世間のつらえよはし合ふ  
返却するれば世間名義と出給て  
おぼしめせば玉極の便利まらぬ  
一急申し入ると伺巧ふふらひ  
出せば何事も親と兄合せて  
暫内各各由あり  
不返の切と揃二區長換  
の作せ二急のむの換  
おぼえ申るが倦りな地  
各々各自先給る付いッ  
二室あれど扱あろあひ  
一且ハ賢入給しこり



合致さぬ  
金田さ定めの  
運の潤達  
と粘  
来あ  
は美候  
あく地  
庚一  
せう  
男違ひの  
はけ  
掛りの冠九  
と生徒交

何卒とて爰度した  
ののと  
あつ  
おぼえ申るが倦りな地  
各々各自先給る付いッ  
二室あれど扱あろあひ  
一且ハ賢入給しこり



九  
困一果  
長あ  
不條  
おぼえ申るが倦りな地  
各々各自先給る付いッ  
二室あれど扱あろあひ  
一且ハ賢入給しこり



つぎあとも又よくあそぶとせむ  
 一回の考がゆふ妙く船張も切きぬ抵あ  
 の名前を自任お更めらるゝの如何あも  
 そまをゆさるゝあまのともあふ小巻を  
 船じいの政府のかき敷のともあふれと  
 少さる地帯を括と考が化村お世とあ  
 かに是の容易の取引きさるゝあふあふ  
 と忠案を定め一回の考と後を  
 ありあて日ませを初とせ世世  
 あて九ちの止せゆさるゝありあて  
 長あふあふの以得と後得はこれと一回の  
 不振ととも人中と秋力あふあふと  
 いふが松赤の天のふ怒り氣前とも何と



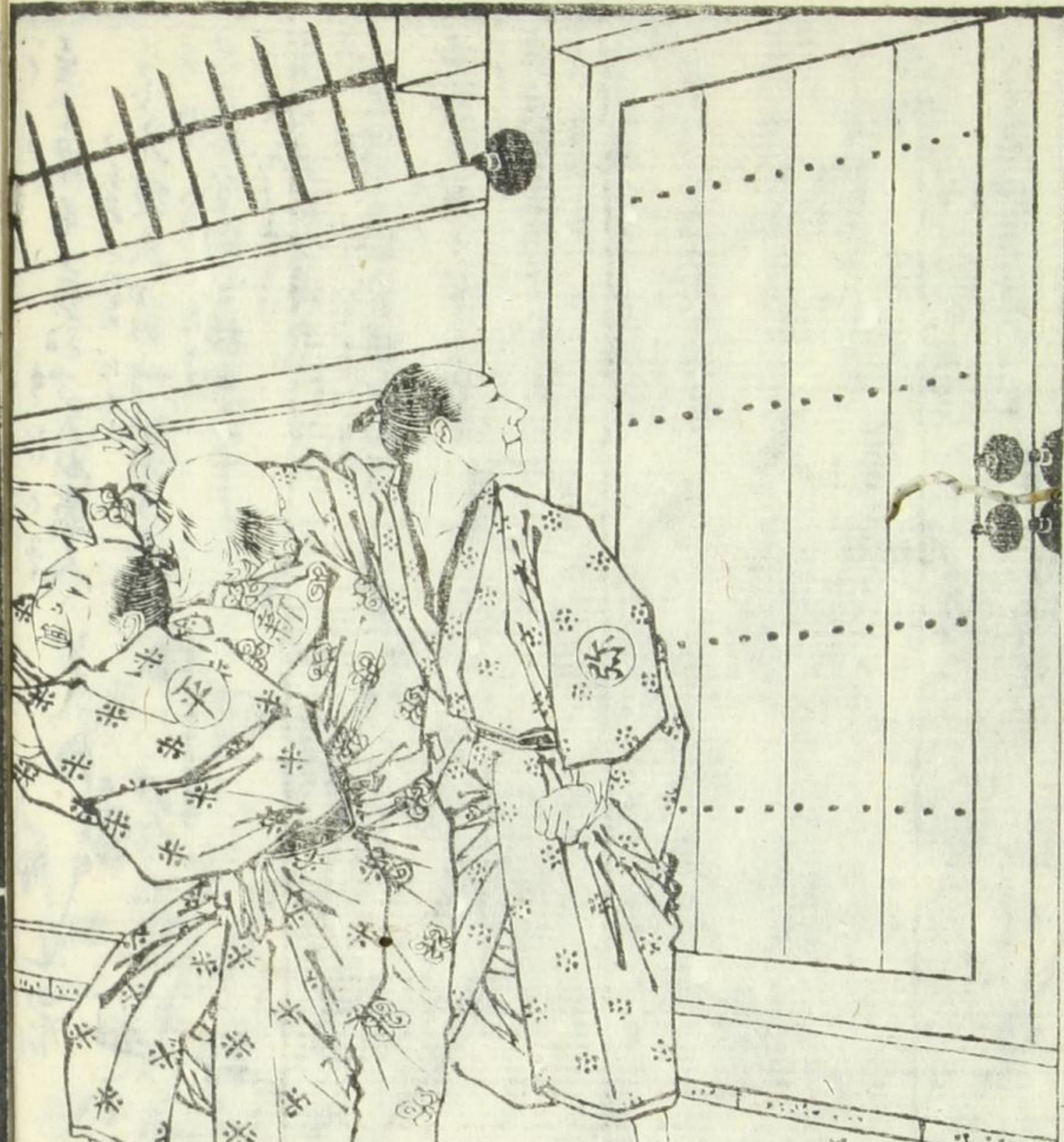
べはあまきれが如何  
 何りあもせと  
 色と写うらんと途方  
 色とて着るりか九をあ  
 一回の考向以長  
 ぬ様お世ぬれと何  
 云はも信人と備人  
 けいふは是米ぬぬ  
 是令田は之村素  
 まるゝは地帯  
 一箇の考  
 ぬ一箇の考ぬぬぬと  
 のはこれと二途の西野氣質松赤が  
 軒けぬ臨入るといふ初とせ世世  
 長校の作せの通り

そし株もとの入ぬ人  
 ち九程天切の地帯も  
 今令田と村素と  
 各自地帯と後ぬと  
 色と等が前考情を固  
 まて一疾かせよとせ  
 左これ又も六十余名の  
 考は果と考あ感  
 足あつて令田と村素  
 色とを用助の色  
 色とを松赤が初  
 色とを何とせ  
 色とも連もゆ入る



あまきれが如何  
 何りあもせと  
 色と写うらんと途方  
 色とて着るりか九をあ  
 一回の考向以長  
 ぬ様お世ぬれと何  
 云はも信人と備人  
 けいふは是米ぬぬ  
 是令田は之村素  
 まるゝは地帯  
 一箇の考  
 ぬ一箇の考ぬぬぬと  
 のはこれと二途の西野氣質松赤が  
 軒けぬ臨入るといふ初とせ世世  
 長校の作せの通り





彼名小吉博徳村  
 朱乾せりと密承  
 小吉の若共の初  
 巧その有そと  
 後いさも初ら  
 されど如何由松  
 木の執けひと  
 不審く  
 心  
 心  
 心  
 金子個違

後名第  
 小吉の若共  
 と愛ると東和の音側  
 をせらふとと多の  
 て何のあまもろく  
 孤去小吉と様へ  
 へは儀るあもまろ  
 若共の初て小吉の  
 若共の服と若て  
 久しは長あ  
 へは儀るあもまろ  
 即日地春と



て一由も子北初と  
 安ん  
 奉小の心と  
 臣御心  
 集教ひけ  
 長右軍の方へ河  
 地不受戻  
 の美と



ついで中し入るる小松本方にてい兼て  
ゆる事なれは長右衛門の

一月の者小対面はてえり  
各少の傷事としし出さるや

一編 三村司吉氏  
我へ譲らば

地不由  
我

名々  
芳中  
地券  
受る



冠九右衛門と名わぬ  
村役人十三人の許へ後子

地不徳  
の

彼人々由打撃られたる  
打撃をれぬ大なるうと  
不徳松本方へ到り

後之伺と

今更度申候少のり下  
取てもつぬ換招小一回ハ  
長右衛門の兼て



大の小盛き銀りの  
事には後由は是れ  
生湯へまどく引  
取てま 建一同集

彼人  
彼町  
不條理玉極強て

怒りらぬ十三人の  
人々由後言す次へ



010190517263

元村前上

つぎに寛くありては趣きと小茶の考へ告されば  
 巡査屯不結の長三村司吉氏  
 以上は大區板石へ押出へ府を以て美つんと云ひ又  
 血争の杜若の室を松木の宅へ押出ひ長多と  
 折殺せと細銀竹強板と  
 抽出ひ一方ありぬ  
 際ぎと交付られ  
 正塚路  
 三〇



長三村司吉氏  
 松本を以て中々承伏せ  
 字又由ありぬ  
 ねも取小田原の警  
 されは是共強  
 小茶

大蘇芳年畫

# 大日本名将鑑 大錦繪 五拾番續

這ハ神武帝ヨリ寛永年代ニ至ル迄皇國有名ノ大将ヲ選  
 抜シテ各小傳ヲモ記載シ彫刻摺立等入念美麗ニ仕立先  
 般賣出レ候処御愛顧ヲ以テ各位方ヨリ追々御注文受新版  
 之分摺立間合兼発免延引仕恐入候跡本年十月迄ニ全  
 版致シ候間不相變陸續御請求之程伏テ奉希上候以上

東京書肆

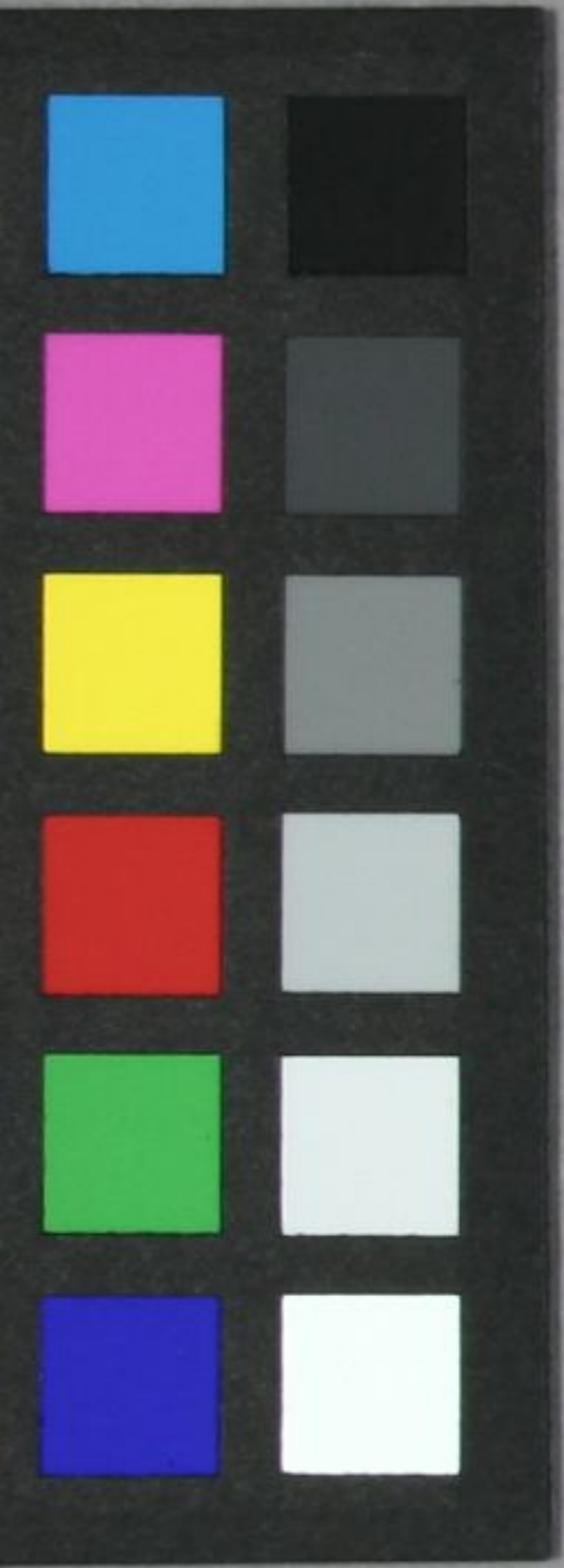
錦壽堂

松津忠次郎板









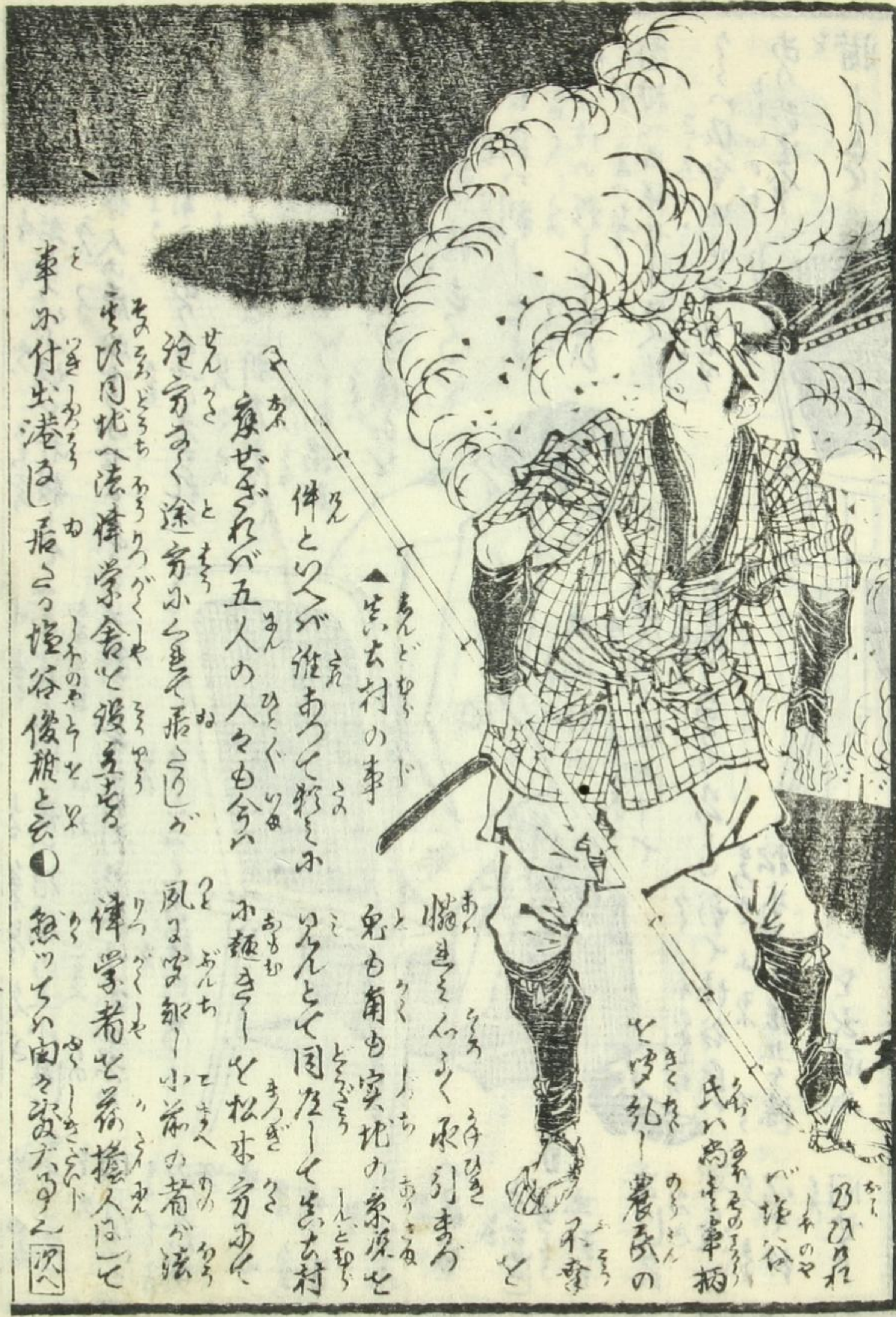
前編中









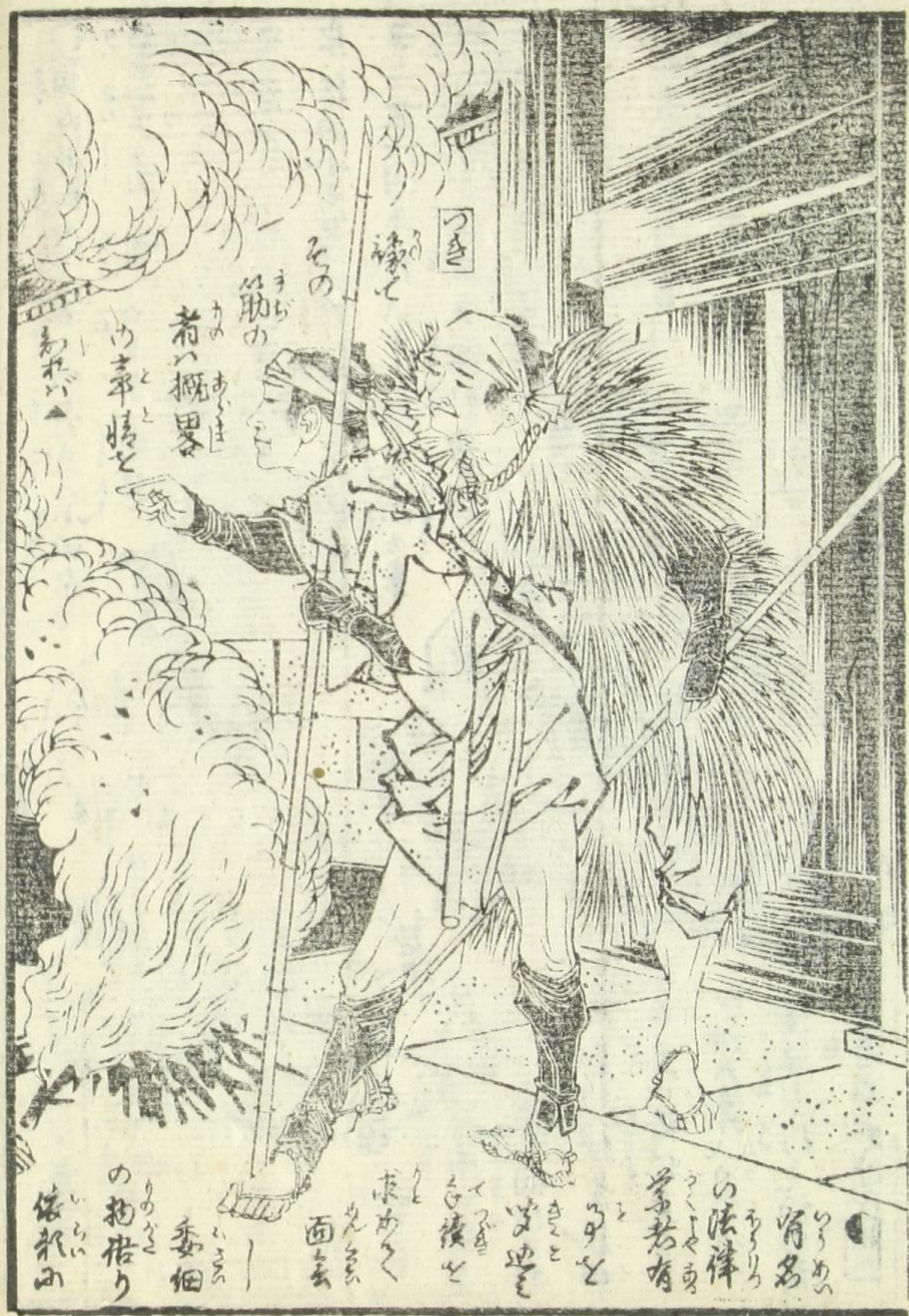


▲生太村の事  
 伴とのつが誰あつて頼る小  
 毎せざれば五人の人々も今い  
 治方なく途方ふらざる程に  
 事不付出港は長谷俊龍と云

乃ひりれ  
 氏ハ高生事柄  
 世は弘一農氏の  
 不意  
 免由角由実地の家原を  
 のんとして因に生太村  
 小頼き一松本方あり  
 風又安部一小前が若法  
 律学者と松橋入はて  
 無つての由を説く

子公行

二



つぎ  
 藤と  
 其の  
 筋の  
 者ハ概畧  
 の事情と  
 あれい

の法律  
 学者有  
 の物借り  
 依れい

八元村

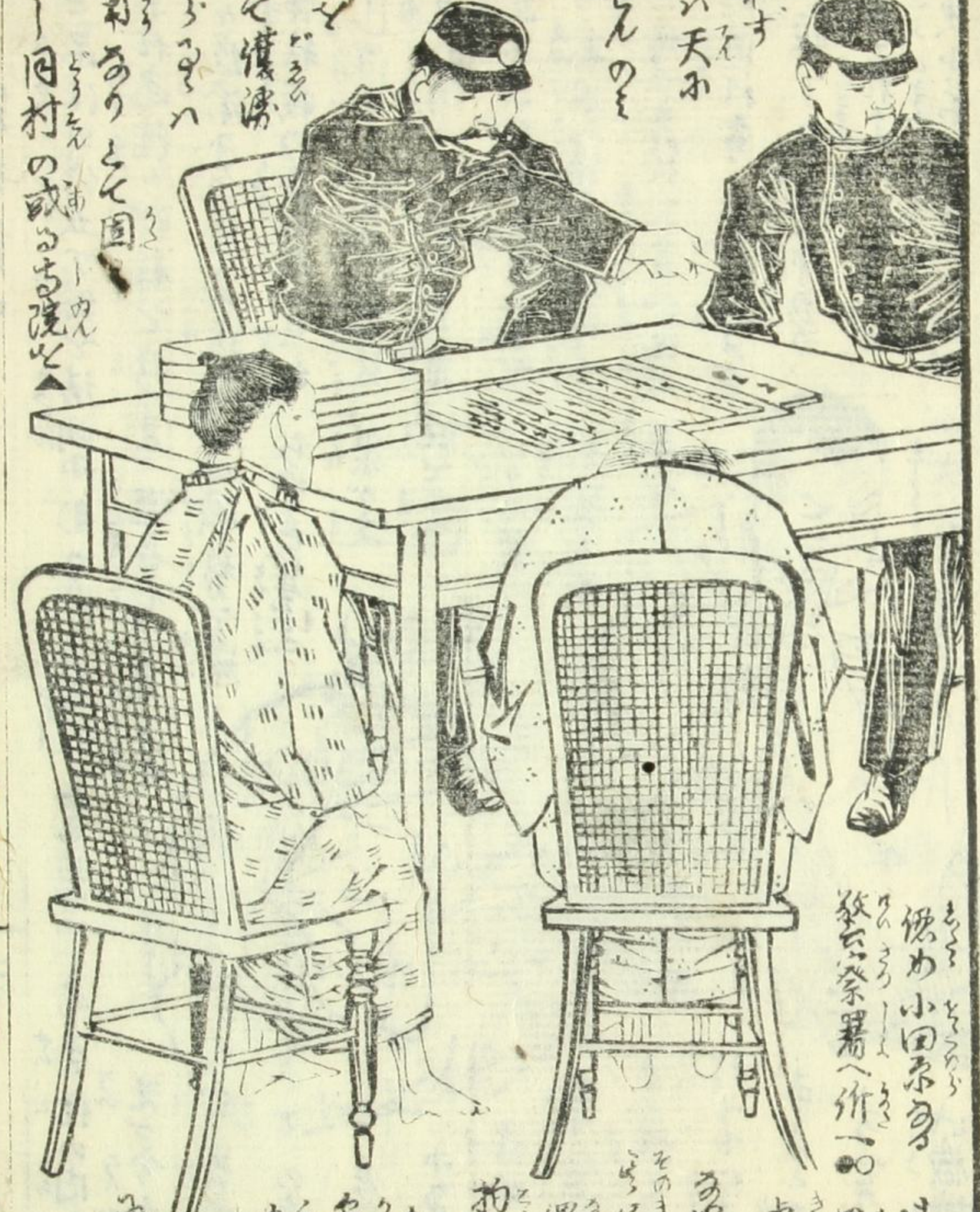


その学老と云ふ奴をお殺しと  
 密に小を利えありと云えられバ  
 小前の老いん痛は折角の  
 お人小若過ち有らぬ相済ぬ  
 と云ふ夜三四人の傍らと  
 去らば獲物さるると  
 権左氏の判りと云ふ  
 紋各位の形とを指し  
 高村へ出張せし人  
 うらひ假令如何あるも  
 あり共生命  
 惜しと



○内外  
 三四人が巡上りて  
 利を奪りたりと云ふ  
 松本が不法五ヶ條  
 と出面ふ  
 同月十四日  
 双方お奥  
 出し小  
 成し不  
 長き  
 の病室  
 と云は  
 出せ  
 さりふ  
 巡査と  
 以て  
 問せ

逃 由  
 されず  
 命の天お  
 任せんの  
 業 農  
 の  
 ると  
 かく懐湯  
 せらふ  
 利ありと云  
 辨し同村の或る高院と



徳小田系身  
 致公茶屋へ所一  
 虚病  
 多道  
 拍引と  
 ありの  
 友史  
 小泉  
 決へ



不法の件立下條と詰問ふ  
 及むれ高徒を脱解と強う色  
 態々脱論不及道久遠が  
 強情執慢の長た事のも云  
 の中し得なく貨化へ悉皆  
 持まへ精疾さすべき音  
 小受不及び教を家罪と  
 下り高不へ取り名の始末  
 せ相傳りたれば父良助始め  
 弁の通以弁もそれとまき  
 其へ懐くわいぬ事あり  
 折前これを巧にしりやと  
 今更小茶の奴衆の相と



冠持等々  
 村々の者へ  
 渠がま  
 死に受  
 良  
 奉  
 此の老と父  
 且六教授  
 小寺上屯  
 傍居る振  
 森屋をある  
 縁て学校主  
 持をも何事ぞ  
 ありと云ひ居  
 なるりあれは  
 此機撤と書

此の指揮にあつたや  
 等と分別しぬと親と  
 弁不煽動されて長たの  
 及に再び強を奪い再渡  
 喚如しの際申し立らる一且  
 流地と成る地あるまは傍  
 度さする儀いおあしぬと不意  
 とも張はこれに違不同署より  
 横演る林奈川線教を察保深  
 (方今の致を察本異)へ送送りと



一林柄(林柄と使へ  
 縁ありと描てまぐくの  
 人々と振き祝宴と  
 振りのり  
 まお引久  
 松本一家  
 ハ晴夜小控火  
 の消るごとく  
 寒々寒じて秋さ悲し  
 る又長た事の弁道公弁  
 との及曾て村内の小茶  
 校有素鍬の致負うしが  
 兄小茶らぬ不法考あての  
 地と流地て



我々小書換地券と  
情への不届玉極あり  
右の分りあり貨金を  
又之清彦さすべし  
又幸朝外の分り民事の  
裁判と受り玉あり

双方とも  
か下げあり  
たれど松本の  
あつく年季  
内の貨地も  
清さるぬ放逐不酌治



明治十一年  
四月十八日  
横濱裁  
判所一書  
令一同身出  
さき長方のか  
曲る理由  
と後清さ  
は収前  
の要約  
不基のき  
て貸代金  
と受取地

九年十月十四日貨地

六十余名あり貨地  
取戻しと横濱裁判所へ  
移し出したる故に松本  
あても田村側といふ者と代理  
とほして法廷へ出たり

去る程不届谷成  
ハ名ふ内々ぬ後  
是る旗争の人あり  
又田村も名ハ納と  
云どもは方毎ハ徳河  
の如くありて互ハ不届



未と曲直の何れも決  
まら共足えざる更さふ  
村の田村役人より  
松本の不  
明せし上申  
書を裁判所へ出せしめ  
いよ松本ハ曲者と換り  
て次へ



つぎ松本教年奸巧由  
あの泡とより仇敵と云ふ  
小筋の若小控茂せり  
是れ等の口備しき

○控有し没ひくふ  
供重を縁代冠  
弥右のち橋

△初七  
冠借次  
糸

●伊波  
平吉  
福田小次  
東門等



不図明治六  
年中横濱の  
名義と出控し  
以横濱地裁に

○横濱  
裁判

塩  
塩谷田村の  
代云者原被  
数回對審不  
及以佐谷氏  
才辨と奮つて

お裁しといふ証  
拠小取重なる  
証出のありと探  
尋しられ田村  
調と招き彼出面  
と見せくぶらる  
確な証拠と持る  
何由名只今ま心出さるべし  
是さ人あれは控訴して傍利と  
はんり、堂中おあり候て裁判  
不届て申立東京へ上告さるん  
とて用と名と色はれは松本も  
大小候びて更にお出と認め

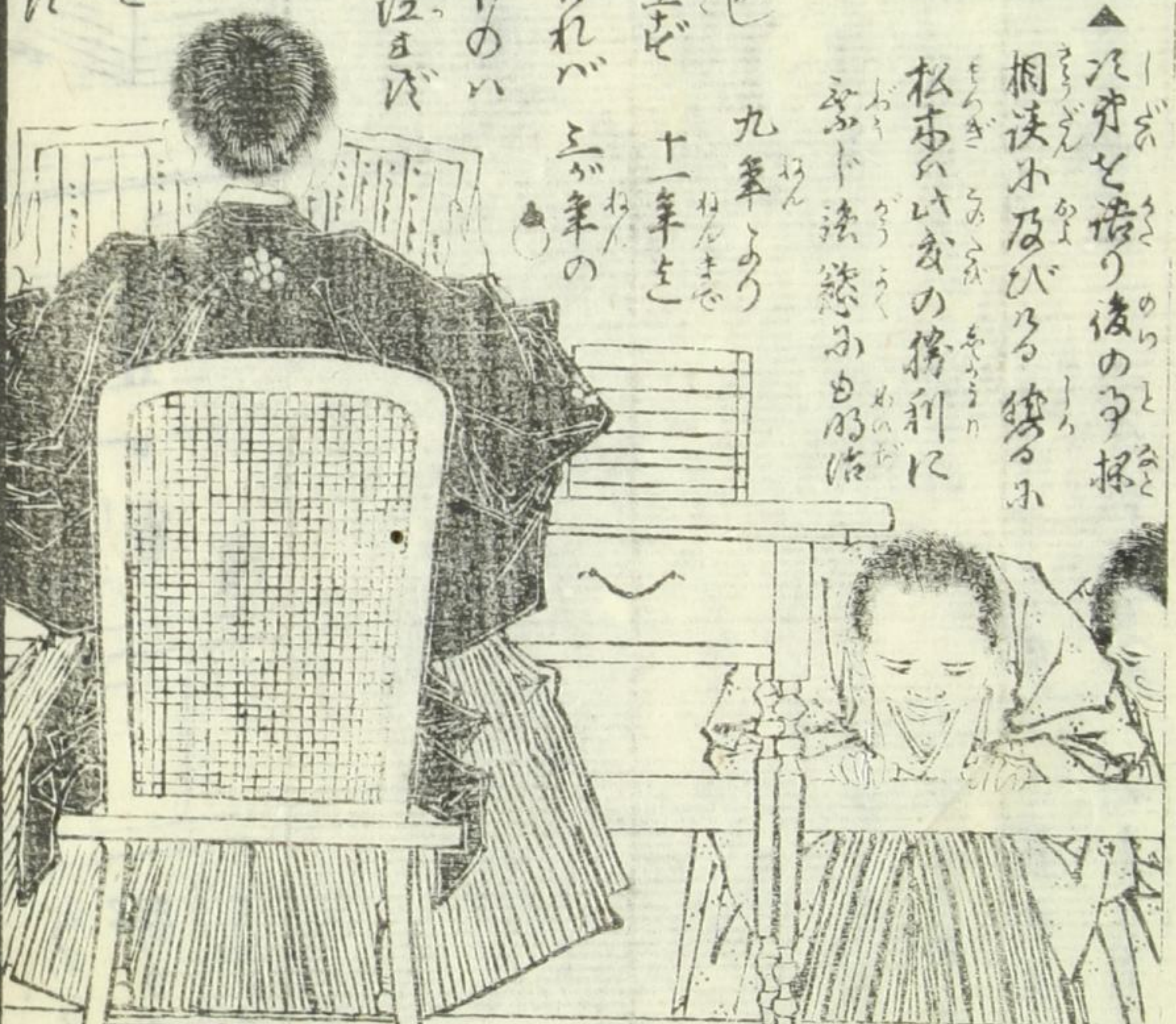


△田村  
訃と代  
人として東京  
上等裁判所

その定況と条  
解するも松本の  
言ふは尚初め六十  
餘名の若らう款  
き取らる遺族  
債証  
あつて  
云張  
熱心と云ふは是  
後破る事あるは遠  
小裁判不届と有りて  
同年九月二十日 決



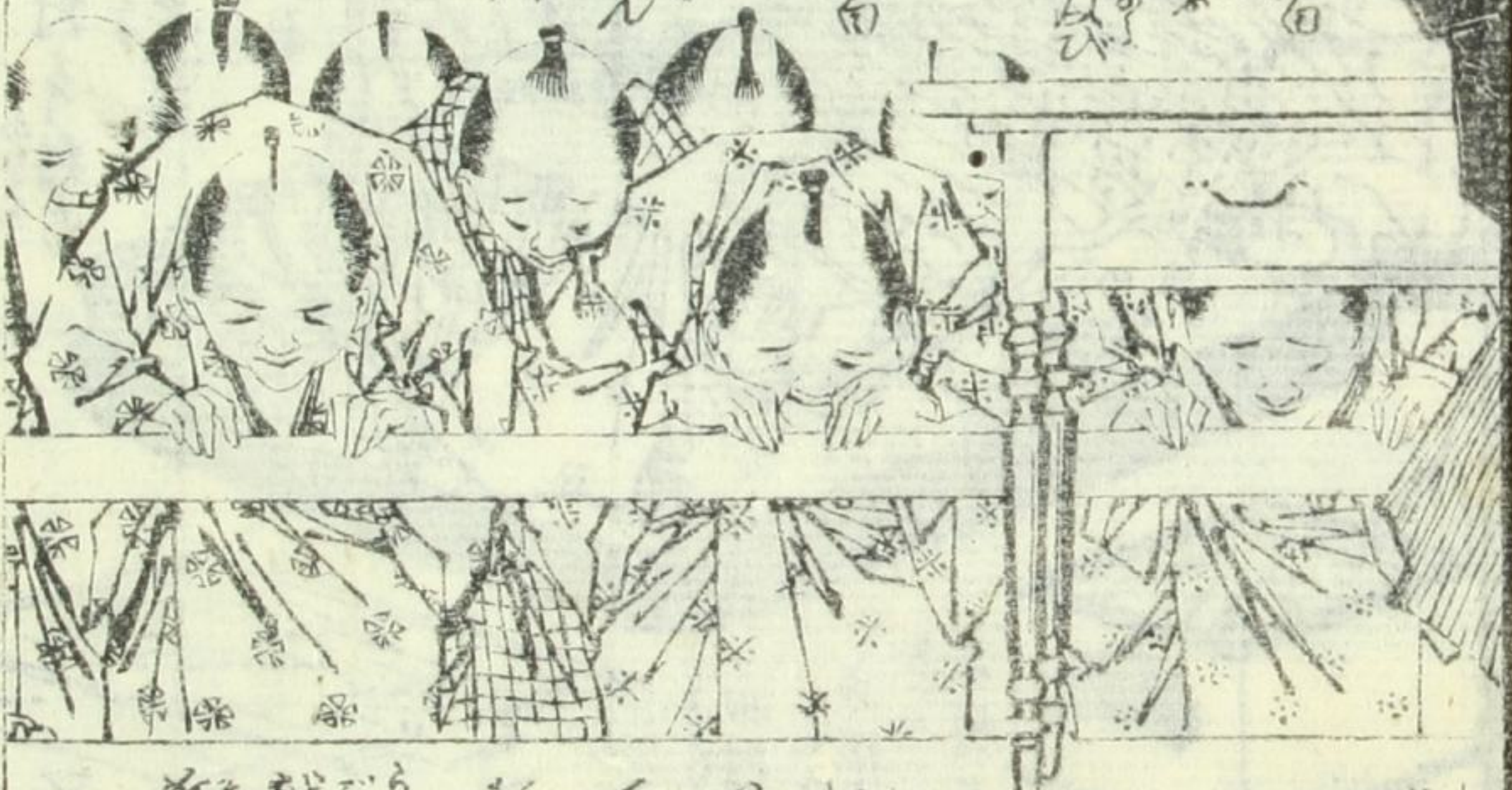
つぎ原被一同上等  
 裁判不へ真出され  
 横濱裁判所の判決  
 と破棄して更小平  
 余名より雙北取戻  
 訴への請求相立む  
 と判決申し渡さるれば  
 冠等五人総代のり  
 途方ふられ泣ゆも泣まば  
 生席と退くべき  
 去るもあく只忙然  
 計りあて宿多々  
 一七法廷と退散るは



○横濱  
 裁判  
 所の  
 判決  
 松木  
 不利  
 の  
 図  
 速  
 小

是れ引替松本長官の  
 形を破綻と云ひ勇  
 目以て之を押柄する小  
 一層肩眩のして冠  
 等を尻用おろすを  
 揚々と法廷をりま  
 入る者皆冠等が不  
 幸と感と松本と勝ま  
 ぬ若るは其法律の  
 徳しむる不又如何とも  
 為さるる冠等五人  
 の人々力ましく故村  
 は一同の者へ判決の

●小傍  
 滞り総計千二百  
 田と小田系警察  
 署横濱裁判所及び  
 東京上等裁判  
 所の併入費七百  
 田合令二千三百  
 余田と一同不取  
 事と小田系裁判  
 所へ救出の由  
 小田系へ呼ばれ  
 原被告求むる



僕抑す  
 之れ  
 松本小後  
 之れ  
 て食丸  
 と極め  
 之れ  
 裁一の  
 併入  
 て次へ



農業小由の各名家は、近村の野郎が、

依りて、放令、何と、途方小堂が

松本方へ、伝と、入色に、松本の

世小茶の、若き、采女、若代

松本方へ、伝と、入色に、松本の

世小茶の、若き、采女、若代

松本方へ、伝と、入色に、松本の

世小茶の、若き、采女、若代

松本方へ、伝と、入色に、松本の

世小茶の、若き、采女、若代

松本方へ、伝と、入色に、松本の

世小茶の、若き、采女、若代



近村の

野郎の

采女

若代

松本

方へ

伝と

入色

に

松本

の

世小

茶の若き采女若代

一家の叔父と、松本方へ、伝と、入色に、松本の



松本方へ、伝と、入色に、松本の

世小茶の、若き、采女、若代

松本方へ、伝と、入色に、松本の

世小茶の、若き、采女、若代



# 東京裁判所

更なる被害の被害者  
 松本の前に災  
 ひのきりんや  
 危ふむのまろふふ  
 松本に災  
 ひのきりんや  
 危ふむのまろふふ  
 松本に災  
 ひのきりんや  
 危ふむのまろふふ



波尾人の  
 ねと曲者と  
 あり小茶の  
 お一門ハ三  
 年獄  
 の府派  
 又公事小使と  
 あり上足下以府派

新められ  
 松本と一面  
 徹ある故或同  
 長石裏のせ被家  
 招かれ對面のう全回  
 上等裁判所を足下  
 獨利とるは是は傳  
 ばしが先の日出に恨  
 擧げき理由ありて擧  
 めるはるれがまど



入費と小池滞りと被入  
 され故難浪の上不難浪  
 と多の今ハ村方と難教  
 と通路不誠死するら  
 外されは義あり互う  
 けの事件に付  
 とい多分の入費を  
 遣りれりるるんが  
 流石教代の豪家  
 とて金の指輪を掛  
 め合同針を掛は  
 おど入費は



010190517271

つぎ 尤のこの困窮ともあつたれど小茶必多下の宿を公家の宿り  
 あつてこそ北而指もゆきまゝなれど 公の運ぶも頼み流示候  
 仇敵の如く憎まれむと責てい 答と  
 所宿金と小茶滞りふけと 答と  
 小茶の老之恵をきかされぬ 何を言て滞り  
 渠等もせ値と感て悦ん ねれと松本果敢くと  
 是下の宿も仇と解て終末 返答もせ茶前  
 安後を學すれよたもなれ 不丹れよ  
 同の喬木風折するの  
 群多の如く小茶の老之困  
 空弱逼迫の跡り如何なる事  
 勅と是下の宿も及りえぬ計り難  
 是等の事へ不備老徳んあて 留けり心配るれど\*



近世文武英雄傳

中本 飯田定一集 大蘇芳年画

鹿兒島征討實記

同 飯田定一集 大蘇芳年画

霜夜鐘十字辻筈

從初編 武田交來録 大蘇芳年画

冠松真土夜暴動

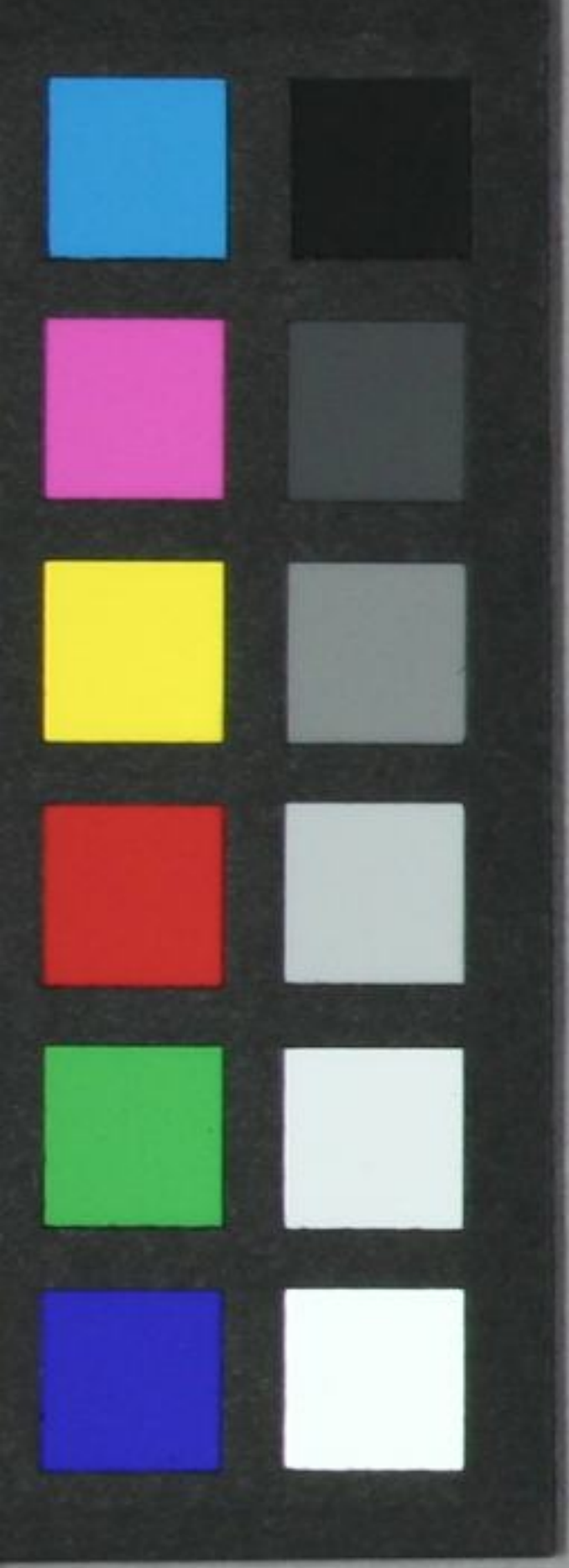
前後兩編 武田交來録 大蘇芳年画

這回ハ江湖小者鳴りし神奈川縣下相模國平塚在り真土村  
 の勢欲迫來怖なる憤怒の拳動多年の積惡應報ニテ終不天の  
 冥罰免れを義法ハ之に豪家と絶滅を今勸善懲惡の教  
 戒りのめりたり











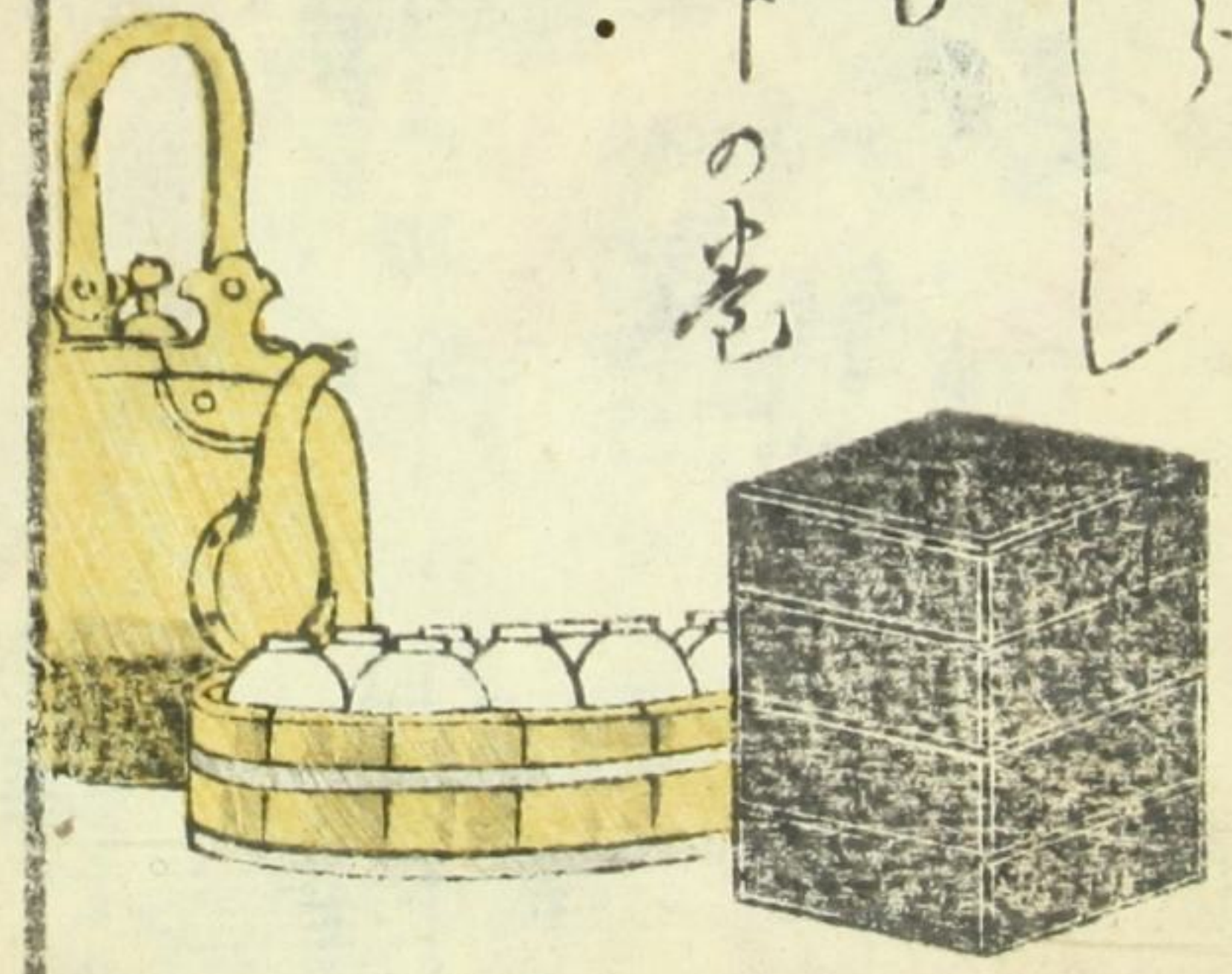
かせらるる法も付

る中、の夜あ

あつむ

下の巻

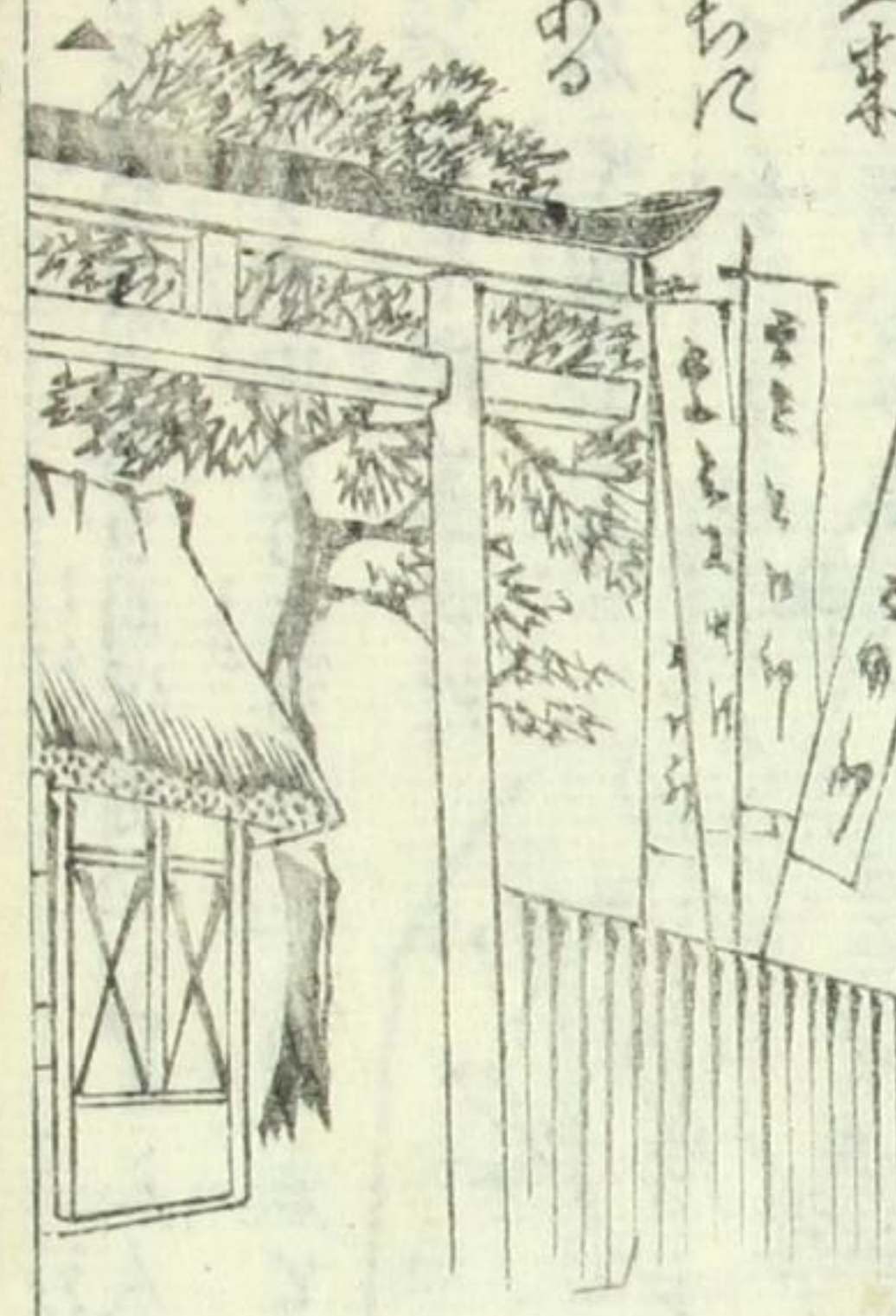
車画



平方

○叔由小茶六十余人の者ハ裁判不利と  
 かりしより水不難色一魚の如く又如何共  
 治を之より額とありぬ後合せし中にも  
 冠跡右弟のハ高年三十六歳より別録りと  
 のハ養間ハハ冠造りと  
 後世は生来玉ツク  
 苦用のののみそ  
 後書由出東  
 近以村らちた  
 勅法してある  
 下総坊余  
 なる宗吾の  
 宮と後作

▲長乳強き性變りて此の  
 事件も命を抛て力  
 せし由小茶の老も跡出の  
 を驚くまんと可事その  
 ありて  
 みるが代際由席を造る  
 中しるの今般上等裁判所  
 中を裁き次第とありし上ハ大審  
 院へ上告ありしが吸道されども  
 三幸誠の度察ありてその入費  
 の出ならずれば法に違ふと



世公行



止と得た候にぬまも司法省へ  
 廻りて所々あり先時よりまも搦  
 用よりされば早稲葉あり  
 ありと掃らぬは因てその秋々  
 が令と棄てト云ひさうく  
 四通りと見せ候あり  
 人々の身小口寄せ



相模國大住郡真土村



十月十八日  
 十一年  
 平去来  
 三人  
 顔を集め  
 旅宿へ入り  
 て云ひる様  
 各名がけ友  
 の出系ハ  
 旅物ハ

▲那決心のうへに徳代の流と  
 人撰委任して東京の  
 司法省へ廻りて  
 秋折小及び徳  
 以採用にあらぬ

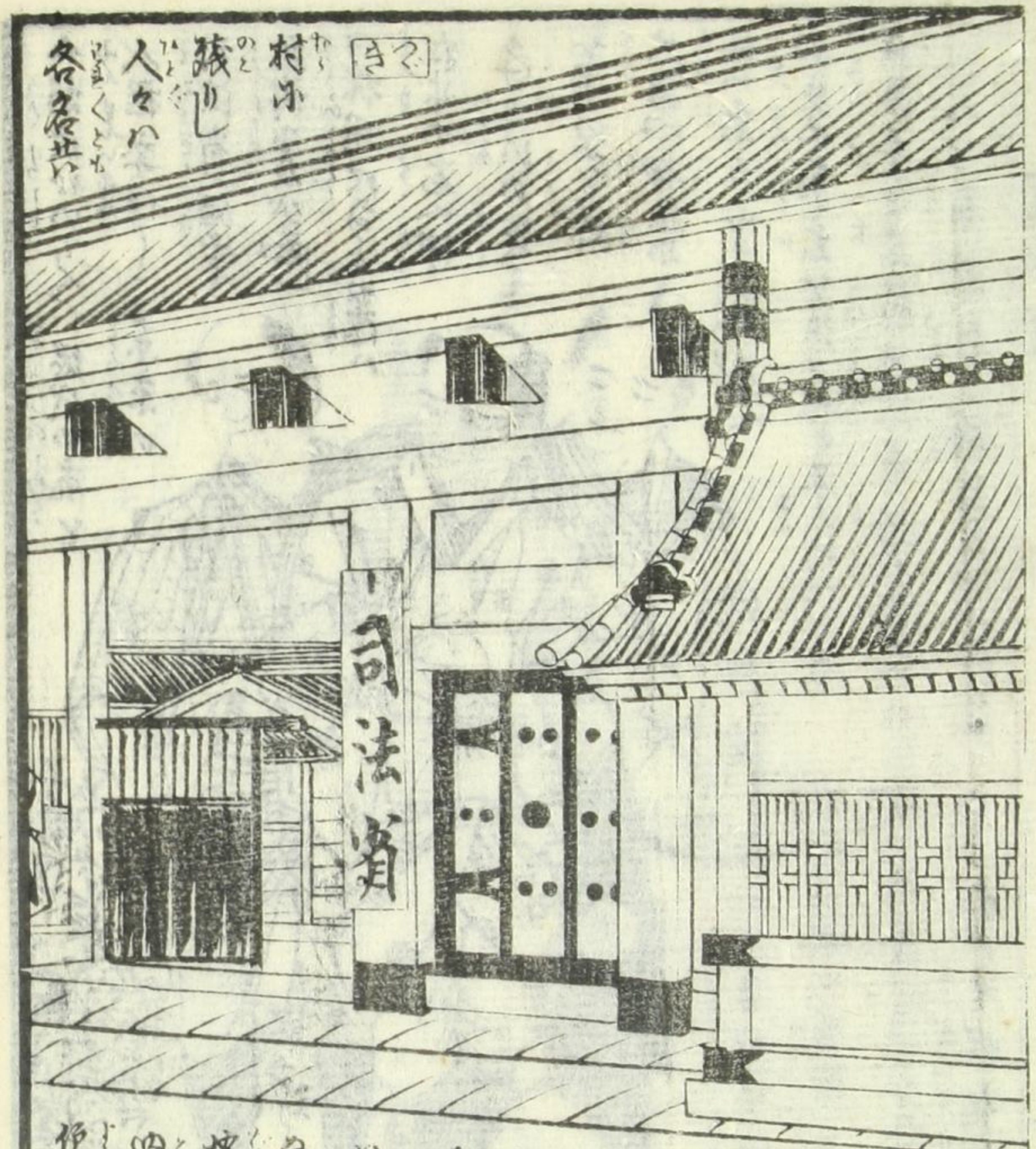
松本の宅へ押  
 入り目次の怨と  
 せト云と妹  
 右弟の押止め  
 何れ鬼もあき東京へ



出立の羽衣をよきさんと五人の内より  
 伊東平去来冠冠信保以弟福田小左の  
 三人と東京仍と撰ま且りねバ

て東功と  
 とけん  
 こせ  
 少いあり  
 教の中  
 小撰られ  
 け役と  
 撰為て  
 末の  
 由志





きり  
村小  
裁り  
人々ハ  
各各共

の安徳と村へ  
通知する所の  
あられへ下せ給  
村一同へ代題  
きと活しと人  
又良策もあり  
おべと多ひ道し  
て旅舎を世  
ハ年法四時過ぎ  
ありが東条の形  
橋より流車ふり  
四と横渡の思  
炬香町六丁目

が安徳と  
あつて居る  
ゆえに生れ  
舟状と下ケ  
られし一團の  
老がまゝなる  
さぞちや  
やや力を為す  
べし又我輩も  
まれ之甲斐も  
あつてまゝと  
降りて同一の流へ  
あつて居る  
松本あつて居る



山崎甚啓快といふ  
今書い  
まお痛  
とらるに  
以替の父  
あつて居る  
△横怒の月日を道らんより寧ろ  
△人命を棄んと決定しと  
△も先ある河本の東条の  
△も先ある河本の東条の  
△も先ある河本の東条の

河本公下



今度の事件は拙いも取柄代を若と  
 尋ねる同より懇ろに因縁は共にお祝  
 甘し事由を人々が事りし由を述示  
 後後へ尋ね事と互ひに挨拶由を  
 後方七の二名お折向ひ相違達て  
 一寸お尋ねしお折向ひは松本氏より挨拶  
 以上等裁判所にて各方が  
 不評とありしより尚横濱へ  
 お見立の御免に成し事  
 なるや如何なる理由を曲  
 者との御免に成しと相違ありぬ  
 係切お二人の御免に御免と  
 つく付りて返答さる由

漢を終つて初めより  
 以判決と見る因縁は  
 布告おてし法お恨ひ  
 て各位の不評と成し由  
 一度お折向ひの御免に  
 由勅免

松本氏より  
 御免に成し  
 御免に成し  
 御免に成し



様々お成しつて居  
 之りか御々お面を上げ  
 御後平去来御  
 進を出て申しさる  
 御御切なるその  
 お尋ね挨拶御  
 ありしへ本年六月  
 九月  
 裁判  
 の次分  
 御御々あり  
 判決書は御あり

御御々あり  
 御御々あり  
 御御々あり  
 御御々あり

御御々あり  
 御御々あり  
 御御々あり  
 御御々あり

御御々あり  
 御御々あり  
 御御々あり  
 御御々あり





べき 飲食の儀法を三人がまゝ ① 儀法も二人がまゝの  
 語つてもむねと相違ふ人疎小 申せ相違ふてさき  
 合せむねのあまよふたをさと 取つたのむねも  
 想像しむるも多へ得終 惣ての儀法を  
 次由事りしうべ個人々の 不取らる  
 むをまゝとせんとき方ハ べト終次  
 例由又版書一紙つて せつへませ  
 用ひらばしふ今口ハ ありハ  
 何とを交しむるや ありハ  
 先づ字をいふと ありハ  
 ひと物しむるを ありハ  
 持てよト教へて ありハ  
 云つてると小なるハ ありハ

▲進むより  
 儀法も二人がまゝの  
 申せ相違ふてさき  
 取つたのむねも  
 惣ての儀法を  
 不取らる  
 べト終次  
 せつへませ  
 ありハ  
 ありハ  
 ありハ  
 ありハ

儀法も二人がまゝの  
 申せ相違ふてさき  
 取つたのむねも  
 惣ての儀法を  
 不取らる  
 べト終次  
 せつへませ  
 ありハ  
 ありハ  
 ありハ  
 ありハ



膳向と止め今ふ 儀法も二人がまゝの  
 始めぬれ親切存け 申せ相違ふてさき  
 多れれど秋々ハ若 取つたのむねも  
 多とあひしむるハ 惣ての儀法を  
 採用ありあらざ 不取らる  
 れば懇々い様れ の中の中ハ  
 ど喉すまよはる ありハ  
 後子世おちて ありハ  
 多その時を換申 ありハ  
 るれば好む酒さ ありハ  
 相違へ通ふは空し ありハ  
 構わて下さるるとあひ ありハ  
 入るる容辨ふとせハ ありハ

儀法も二人がまゝの  
 申せ相違ふてさき  
 取つたのむねも  
 惣ての儀法を  
 不取らる  
 べト終次  
 せつへませ  
 ありハ  
 ありハ  
 ありハ  
 ありハ

儀法も二人がまゝの  
 申せ相違ふてさき  
 取つたのむねも  
 惣ての儀法を  
 不取らる  
 べト終次  
 せつへませ  
 ありハ  
 ありハ  
 ありハ  
 ありハ





つぎは採ふくは符之候得さむ  
 僕も縁業と勸むのが肝  
 要ありと云らねば三人共  
 頼る合せ別深甲斐とて  
 かね深層はと一礼のせ  
 と七も喜ぶ先ッお休  
 と辞しさればはしむ  
 眠り小の羽を初  
 風もまよはし  
 彼三人の喉  
 の乳とあつく連  
 五郎へとての意ざらや  
 備後松本長右衛門の今度務公事



過ぎ  
 外小  
 の出  
 の出  
 らんと  
 毎  
 竹

後ひ秀々佐友一五半同付  
 或日平塚跡多る恵比壽屋との  
 揚屋小別りれば同家  
 兼て別深甲斐と深層松本  
 日頃の吝嗇に似もや  
 婿入小うけておね小材  
 敷ふはる客まねの家内  
 中出運ひて是へくま云村  
 か大ささるおめが  
 此間ハク々か出も  
 嫌ふ何やふれん記の條  
 由此及此勝利のう  
 お同出の小万さる由且那が久々か出の



とと喋  
 女と  
 女と  
 女と  
 女と  
 女と



つぎ 忽ちあつねて馴れあふ同様の湯田屋の  
 小方といふ娼妓と逢ひあひなり連客も秘かに  
 娼妓と指さし返々運ぶ酒肴肴はあつねて  
 奥と逢へぬく酒肴肴はあつねて各自小  
 奥小方とて接接と逢へぬく小  
 隙を空し酒肴肴はあつねて  
 三人の仕老へは在方の  
 通客

あつね  
 各自娼妓と  
 逢へぬく  
 酒肴肴はあつねて



自己獨り栄耀と究め我々の  
 奥と逢へぬく人あつねて接接ハ  
 勝さし無くはくは儀さふは此方以て  
 仕方ありと更酒肴肴と取を娼妓小  
 三味線と接せ 此絶より近村

あつね  
 各自娼妓と  
 逢へぬく  
 酒肴肴はあつねて

あつね  
 各自娼妓と  
 逢へぬく  
 酒肴肴はあつねて

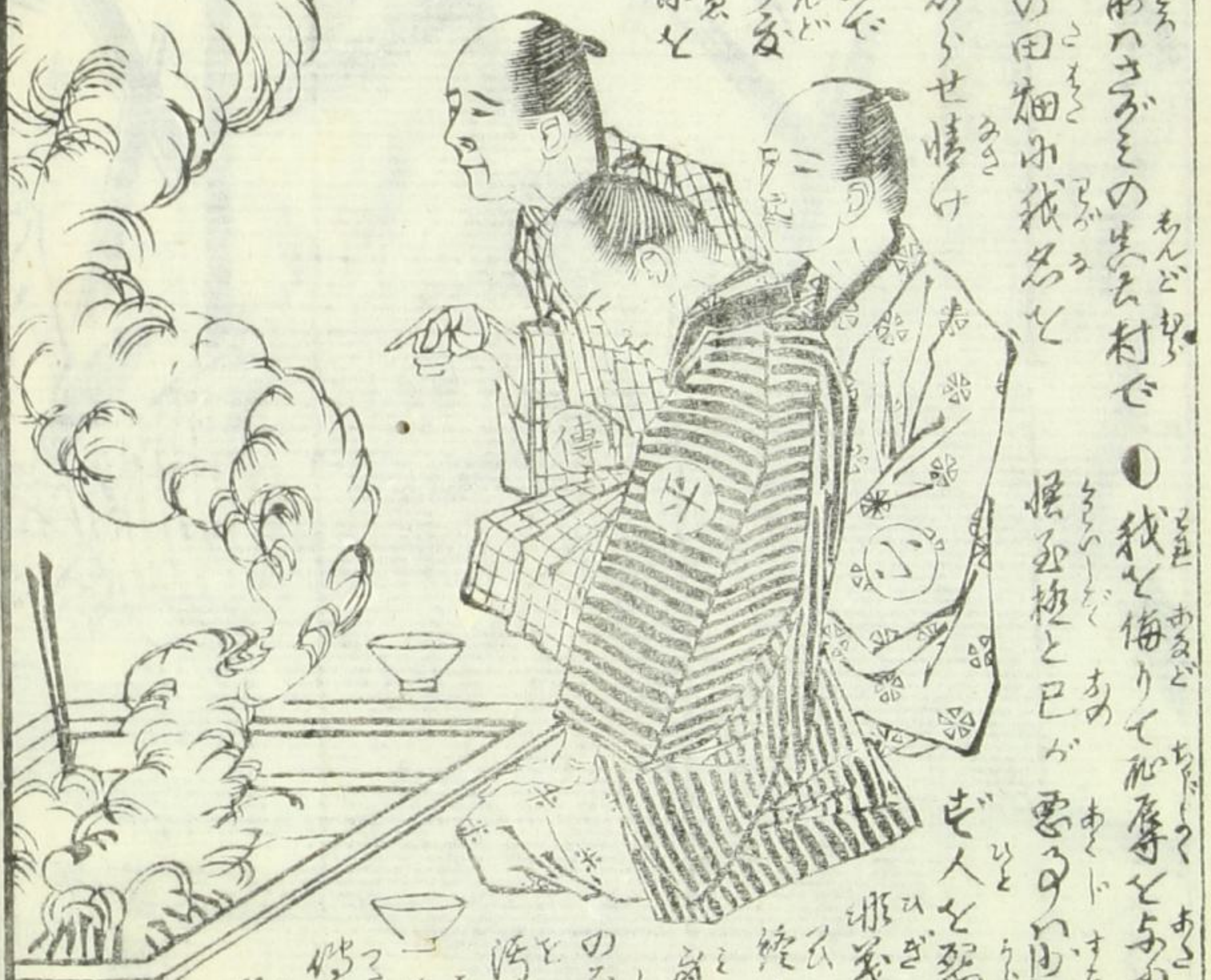


あつね  
 各自娼妓と  
 逢へぬく  
 酒肴肴はあつねて



〇 我と侮りて恥辱と与ふる言  
 候玉極と已が要りし由も  
 主人を怒むる  
 非笑飛及  
 終小名の  
 角の飛業  
 の死をば  
 汚名と  
 後世の  
 世に  
 後世の  
 世に  
 世に

〇 松本といふ人の田畑小我名と  
 つけて是も私のとおかしき事  
 びいかにあるてあるが嫌ひに  
 取のなきまよふつけても今更  
 の出入の懸りにそまの末と  
 〇 松本といふねぢれ松ヨ  
 ヤレレーと妙なる節もあむ  
 〇 松本といふねぢれ松ヨ  
 ヤレレーと妙なる節もあむ



〇 松本といふねぢれ松ヨ  
 ヤレレーと妙なる節もあむ  
 〇 松本といふねぢれ松ヨ  
 ヤレレーと妙なる節もあむ

〇 我と侮りて恥辱と与ふる言  
 候玉極と已が要りし由も  
 主人を怒むる  
 非笑飛及  
 終小名の  
 角の飛業  
 の死をば  
 汚名と  
 後世の  
 世に  
 後世の  
 世に  
 世に

〇 松本といふねぢれ松ヨ  
 ヤレレーと妙なる節もあむ



〇 松本といふねぢれ松ヨ  
 ヤレレーと妙なる節もあむ







010190517280

冠林前



倭洋妾横濱美談

三冊よき切 武田 文来録

揚洲周延画

戀仇 巷盛街夕暮

三編よき切 岩神正美録

梅堂國政画

出板人 船津忠治郎

仲田區元柳原町三拾二番地



